

住宅用火災警報器は 設置義務です



住宅用火災警報器は消防法及びつくば市火災予防条例※によりすべての住宅に設置が義務付けられています。

※根拠法令:消防法第9条の2及びつくば市火災予防条例第38条の2から第38条の7

設置状況アンケートに ご協力をお願いします！



みなさまのご自宅の住宅用火災警報器の設置状況について、ご確認させていただき、今後の普及啓発に役立てていくためアンケート調査を実施します。(回答は数分で終了します。)



設置位置、点検については裏面をご覧ください。

つくば市消防本部予防課 ☎029-851-2633



まずは設置する場所を確認しましょう

【設置場所】

条例で住宅用火災警報器（煙式）の設置が義務付けられています。

- ・寝室
- ・階段室（寝室が2階以上の場合）

※居室と台所は義務ではありませんが、設置をお勧めします。

子供部屋
(寝室)

階段

寝室

居室

台所

住宅用火災警報器を設置されているご家庭は、定期的に点検を

住宅用火災警報器の点検は、重要な安全対策の一つです。

半年に1回以上の点検を実施し、確実に作動するか確認しましょう。



正常な場合、音声や警報音が鳴ります

設置してからどれくらい経過しましたか？

住宅用火災警報器はずっと使えるものではありません。

設置から10年を目安に本体の交換を行いましょう！

古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。交換する場合は、どの部屋にいても警報音を確認できる連動型の住宅用火災警報器への交換をお勧めします。

